

規制緩和が 保育にもたらしたものの

ルポ 保育園 株式会社 職業としての保育2

連載……第6回

小林美希

「ルポ 保育格差」
(二〇〇八年、岩波書店) など。

こばやし・みき 一九七五年、茨城県生まれ。フリージャーナリスト。著書に『ルポ正社員になりたい』(二〇〇七年、影書房)、『二〇〇七年日本労働ベンクラブ賞』、『ルポ 産ませない社会』(二〇一三年、河出書房新社)、『ルポ 保育崩壊』(二〇一五年、岩波新書)、『ルポ母子家庭』(二〇一五年、ちくま新書)、『ルポ 保育格差』(二〇〇八年、岩波書店) など。



世界 SEKAI 2020.3

「保育で儲けようと思ったら、人件費を削るしかない。規制緩和の結果が、数字に現れているのではないか」

本誌連載に目をやりながら、都内のある保育所の経営者は憤った。それもそのはず。本誌二〇一九年九月号で詳報したように、保育士の「年収」が二〇〇万円台という保育所が散見され、都内の株式会社の認可保育所全体で見ても、その平均年間賃金は三二〇万円程度でしかないのだ(二〇一六年度の実績)。

認可保育所の設置が営利企業にも認められた二〇〇〇年以降、人件費が狙われた。市町村から保育所に支払われる運営費は、保育に必要な経費や人件費が積み上げ方式で計算されているため、本来は使い切る性質のものだ。そこから無理に利益を確保しようとするれば、運営費の八割を占める人件費を削るしかない。さらには、いまや子どもの玩具代までがコストカットのターゲットにされている(本誌二〇一九年一二月号参照)。

すると、現場では満足に玩具は買えず、保育の方法もマニュアル化。子どもは一人ひとり違うのに、時間で区切り、棚にしまった玩具をサーッと撒くようにして子どもにも与えるようになる。食費も切り詰め、おかわりが無い、こぼしたらもう食べられない――。

「こうした現場で働くうち、保育士が専門職としての倫

理観をなくしていても不思議ではない」と、株式会社に解禁された二〇〇〇年より以前の保育を知る六〇代〜七〇代の園長らは危機感を抱く。

拡大路線を走って多数の保育所を展開すると、施設長であるはずの園長の権限はないに等しく、「雇われ園長」となってしまう。まるで、飲食店チェーンの名ばかり店長と一緒に、園長にとっても悲惨な職場と化している。ある園長経験者は「昔も保育士の労働環境は劣悪だったが、それでも経営者に志があった。今は理念すらないビジネスと化している」と眉根をよせる。保育業界では、こうした大手の保育所をまるでコンビニか飲食店同様、「店舗」と揶揄する言葉も聞かれる。

委託費の弾力運用、大幅規制緩和のはじまり

私立の認可保育所には、市区町村が運営費として「委託費」を毎月支払っている。委託費は税金を原資として国、都道府県、市区町村の負担と保護者が支払う保育料からなる、いわば公費だ。委託費は「公定価格」に基づき、預かっている年齢別の子ども一人当たりの単価が積算される。使途は、「人件費」、「事業費」（給食費、保育材料費など）、「管理費」（福利厚生費や土地建物の賃借料など）の三つで、国の想定では、委託費の八割が人件費とされている。

この委託費はもともと、「人件費は人件費に」と、それぞれ縛りがかけられ、使途制限があった。その規制を取り払い、相互に流用することを「委託費の弾力運用」と呼ぶ。遡ること一九六七年から、国は「児童福祉施設における措置費の経理について」という通知を出して、弾力運用を認めていた。ただ、当初は施設内でかかる人件費部分の「本俸」と「手当」（扶養手当や超過勤務手当、通勤手当など）の流用という小幅なものに限られていた。

ところが、男女雇用機会均等法が施行された一九八六年以降、不況も後押しして一貫して共働き世帯が増え続け、一九九七年に専業主婦世帯と逆転すると、いっそう待機児童が問題視されるようになる。保育という営みの公益性の高さから、それまで、認可保育所の設置は社会福祉法人のみに認められていたが、それだけでは需要に追いつかない。一方で、人件費比率が八割では利益が出ず、企業が進出するうまみがない。企業参入を促すためには、利益を確保できる仕組みを作らなければならなかったのだ。

そこで厚生労働省は、二〇〇〇年三月三〇日に二つの通知を出した。一つは、株式会社やNPO法人などの参入を容認する「保育所の設置認可等について」。もう一つが、弾力運用を大きく規制緩和した「保育所運営費の経理等について」だった。